

静岡県公立大学法人研究データ管理ポリシー

令和6年10月1日制定

静岡県公立大学法人（以下「本法人」という。）は、研究データを適切に管理し、広く世界に公開、発信していくこととし、その方針をここに定める。

第1 本ポリシー策定の目的

本法人の研究活動に従事する研究者の主體的な研究活動を最大限に尊重した上で、本法人の研究活動における研究データの取扱いに関する基本方針を定め、もって本法人の理念の実現に寄与することを目的とする。

第2 定義

1 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本法人における研究活動に従事する全ての教職員、学生等をいう。

2 研究データ

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本法人の研究活動の過程で研究者によって取得・収集・生成された情報、またはそれに付随する活動によって生成された情報をいう。

3 研究データ管理

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、研究者によるデータの取得・収集から公開、利活用等までのデータライフサイクルの各段階におけるデータの管理をいう。

第3 研究者の責務

研究実施前に策定される研究データ管理計画に沿って、研究者は以下の責務を果たし、研究データ管理を行わなければならない。

1 研究データの取得・収集、保存

研究者は、研究活動の公正性を示すのみならず研究データそのものの価値を高めるために、関係する法令、学内規則、研究倫理その他の規範を遵守した上で、当該研究者が判断する適切な方法により、研究データを取得・収集し、保存しなければならない。

2 研究データの公開・利活用

研究者は、研究活動において、可能な限り研究データを社会に公開し、その利活用の促進に努めることを原則とした上で、関係する法令、学内規則、研究倫理その他の規範や別途大学内で定められる研究データの公開・利活用に関する方針を遵守しなければならない。また、公開にあたっては、利活用を促進するために研究データの品質の確保に努めなければならない。

第4 大学の責務

本法人は、研究データ管理を支援する環境の整備を推進する。

第5 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。